

## 第32回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 概要

1. 日時：令和3年5月25日（水）18：00～20：00

2. 会場：庁議室

3. 委員（敬称略 五十音順）

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 池田 一義  | 一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長（WEB 参加）       |
| 伊藤 光男  | 埼玉県中小企業団体中央会会長（WEB 参加）            |
| 岡部 信彦  | 川崎市健康安全研究所 所長（WEB 参加）             |
| 金井 忠男  | 埼玉県医師会 会長                         |
| 川名 明彦  | 防衛医科大学校 教授（WEB 参加）                |
| 近藤 嘉   | 日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長（WEB 参加）        |
| 坂木 晴世  | 国際医療福祉大学大学院 准教授（WEB 参加）           |
| 讚井 將満  | 自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長（WEB 参加） |
| 竹田 晋浩  | かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長（WEB 参加）        |
| 松田 久美子 | 埼玉県看護協会 会長                        |
| 光武 耕太郎 | 埼玉医科大学国際医療センター 教授（WEB 参加）         |
| 三村 喜宏  | 埼玉県商工会連合会会長（WEB 参加）               |

4. 県側参加者

|       |                  |
|-------|------------------|
| 大野 元裕 | 知事               |
| 高田 直芳 | 教育長（WEB 参加）      |
| 安藤 宏  | 危機管理防災部長（WEB 参加） |
| 山崎 達也 | 福祉部長（WEB 参加）     |
| 関本 建二 | 保健医療部長           |
| 星 永進  | 保健医療部 参事         |
| 本多 麻夫 | 保健医療部 参事         |
| 板東 博之 | 産業労働部長（WEB 参加）   |
| 岸本 剛  | 衛生研究所 副所長        |

## 5. 主な意見

### ア 現状の分析・評価について

- 全国的に変異株への置き換わりが進み、感染拡大している地域がある中でも、埼玉県はギリギリで持ちこたえている状況ではないか。（岡部委員、川名委員）
- まん延防止等重点措置が長期間に及び、慣れが懸念される中でも、人流が少しずつ減少しており、県民の協力が得られている効果だと考える。（川名委員）
- 感染力が強いとされる英国株であっても、早期介入を行うことができれば、従来株と同様に十分制御可能である。（岡部委員）

### イ 新型コロナウイルス感染症対策の強化（案）について

- まん延防止等重点措置を継続せざるを得ない状況であるが、措置の長期化による緩みを防ぐため、強化パッケージとしてまとめて打ち出すことは重要である。（岡部委員、川名委員）
- 人流をこれ以上抑えることは難しいことから、現在多く発生している勤務先での感染を抑えることが重要である。感染が発生している具体的な事例を示していただければ、各業界に強く周知させていただく。（伊藤委員、近藤委員）
- 陽性判明が遅れたことにより、症状が急速に悪化する例が散見される。体調不良時には早期に検査を受けていただきたい。（岡部委員、竹田委員）

### ウ 新型コロナウイルスワクチンについて

- 打ち手の確保について、勤務医は土日の接種支援であれば協力がしやすい。募集をかけるのであれば、土日の方が集まりやすい。（光武委員）
- 潜在看護師に対する就職準備金3万円の補助メニューが用意されたことから、300名を超える登録があった。しかし、雇用につながっていないため、新しく用意された制度に沿った対応をお願いしたい。（松田委員）

- ワクチン接種が済めば自由に行動しても良いといった、誤った行動をしないよう、接種後も感染防止対策が必要だという情報を発信していく必要がある。（坂木委員）

エ 新型インフルエンザ等対策特措法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

- 県全域に措置地域を拡大すると損失が大きく、県内の感染状況にも差があることから、一定の地域にフォーカスすることは現状に合っている。（川名委員）
- 感染のまん延を防ぐという意味では、埼玉県は目的を達成しているのではないかと。ただし、下がりきったわけではなく、このまま解除をすれば、リバウンドが懸念されることから、措置の延長に賛成する。（岡部委員）

**【県の対応】**

- 県内の感染状況、委員の意見を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について決定した。（5月26日開催第53回新型コロナウイルス対策本部会議において決定。）